

評価基準

評価項目	評価基準	評価	評価点		
			基本	加点	合計
1 事業者の 施設運営 経験	①事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算10年以上である。	A ①に該当する。	15	15	15
	②事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算8年以上である。	B ②に該当する。	12		
	③事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算5年以上である。	C ③に該当する。	8		
	④事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算3年以上である。	D ④に該当する。	4		
	⑤事業者として障害福祉サービス事業所等の運営経験が通算3年未満である。	E ⑤に該当する。	0		
2 建物及び 土地の確 保	①事業者が建物及び土地の両方を取得している。	A ①に該当する。	10	10	10
	②事業者が建物又は土地のいずれか一方を取得しており、建物又は土地のいずれか一方については取得することを予定しており、建物の取得計画に懸念されることは特にない。	B ②に該当する。	5		
	③事業者が建物又は土地を取得することを予定しているが、取得計画が懸念される状況である。	C ③に該当する。	0		

評価項目	評価基準	評価	評価点		
			基本	加点	合計
3 事業者の 財政状況	①財政状況は良好と判断でき、施設の整備及び運営を進めるための資金等を十分に有する事業者である。	A ①に該当する。	10	10	10
	②財政状況に大きな問題はないと判断でき、施設の整備及び運営を資金的に余裕をもって行うことができる事業者である。	B ②に該当する。	7		
	③財政状況にあまり余裕はないと判断できるが、施設の整備及び運営を行うことができる事業者である。	C ③に該当する。	3		
	④財政状況に余裕がないと判断でき、特に施設整備後において、施設運営を安定して進めることが極めて懸念される事業者である。	D ④に該当する。	0		
4 資金計画 の妥当性	①当初自己資金（建設資金等）が、前年度決算及び預貯金等に照らし、無理なく調達できると見込まれる。	A ①に該当する。	10	10	10
	②当初自己資金（建設資金等）が、前年度決算及び預貯金等に照らし、調達できると概ね見込まれる。	B ②に該当する。	5		
	③当初自己資金（建設資金等）が、前年度決算及び預貯金等に照らし、極めて調達困難と見込まれる。	C ③に該当する。	0		
5 整備予定 である施設 における 理念と 目標	①整備予定である施設における理念は適正か。	A ①、②ともに適正で、優れたものである。	10	10	10
	②整備予定である施設における目標は適正か。	B ①、②のいずれかが適正で、いずれかが概ね適正である。	8		
		C ①、②ともに概ね適正である。	5		
		D ①、②のいずれかに改善すべき点がある。	3		
		E ①、②のいずれかが著しく不適正である。	0		

評価項目	評価基準	評価	評価点	評価点		
				基本	加点	合計
6 施設整備の目的	①施設の老朽化により，利用者のニーズ，安全・安心の確保が困難となった施設の整備である。	A ①に合致している	10	10		
		B ①に合致していない	0			
	②当初建築からの経過年数が次に該当する。	加点 50年以上	+5	35		
		加点 30年以上50年未満	+3			
		加点 20年以上30年未満	+1			
	③生活介護又は共同生活援助に係る整備である。	加点 ③に該当する	+5	35		45
	④次に該当する施設整備である。	加点 定員の増加を伴う創設に係る整備	+10			
		加点 定員の変更を伴わない創設又は改築に係る整備	+5			
	⑤医療的ケア・行動障がい等専門的な対応を必要とする重度障がいのある人が利用している施設の整備である。	加点 ⑤に該当する。	+5			
	⑥国庫補助の「優先的な整備対象」（別表）に関連する整備である。	加点 ⑥に2つ以上該当する。	+10			
		加点 ⑥に1つ該当する。	+5			

評価項目	評価基準	評価	評価点	評価点		
				基本	加点	合計
7 事故防止 及び安全 対策等	①非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制，取組等を明示したもの）が優れたものである。	A ①に該当する。	10	10		25
	②非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制，取組等を明示したもの）が適切なものである。	B ②に該当する。	7			
	③非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制，取組等を明示したもの）を定めているが，改善すべき点がある。	C ③に該当する。	3			
	④非常災害への対応に関する具体的計画と虐待防止マニュアル（体制，取組等を明示したもの）のいずれかが作成されていない。	D ④に該当する。	0			
	⑤事故対応の取扱いを定めている。	加点 ⑤に該当する。	+5	15		
	⑥衛生管理，感染症予防のための予防及びまん延防止の取扱いを定め，配慮された設備などが整備されている。	加点 ⑥に該当する。	+10			
加点 ⑥に概ね該当する。		+5				

評価項目	評価基準	評価	評価点	評価点			
				基本	加点	合計	
8	地域との連携等に対する考え方と内容	【移転を伴う場合】					
		①地域住民説明会の実施や自治会加入予定がある等、考え方と内容が十分なものである。	A ①に該当する。	5	5	10	
		②地域住民説明会の実施予定がある等、考え方と内容が特に問題のないものとなっている。	B ②に該当する。	3			
		③整備予定である施設に関する地域住民への周知活動を行う予定はあるが、地域住民説明会の実施や自治会加入予定等がなく、考え方と内容が不十分なものである。	C ③に該当する。	0			
		【移転を伴わない場合】					
		①自治会に加入しており、交流計画の策定等、日常的に地域との交流を図るための取組が十分に行われている。	A ①に該当する。	5			
		②自治会に加入していないが、交流計画の策定等、地域との交流を図るための取組が行われている。	B ②に該当する。	3			
③自治会に加入せず、交流計画の策定等、地域との交流を図るための取組が行われていない。	C ③に該当する。	0					
	④法人として地域貢献活動を行っている。	加点 ④に該当する。	+5		5		
合計				80	55	135	

別表

ア	建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築，老朽化による改築等）を行うもの
イ	災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
ウ	災害による断水時に，飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
エ	洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から，入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
オ	安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
カ	国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
キ	ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から，入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
ク	長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備を図るもの
ケ	「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し，停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
コ	平成25年12月消防法施行令等の一部改正により，スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
サ	アスベストの除去等の整備を図るもの
シ	利用者に対するサービス提供にとどまらず，特に過疎，山村，離島等においては，広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
ス	「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成19年12月26日医政総発第1226001号，雇児母発第1226001号，障障発第1226001号，保医発第1226001号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
セ	児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など，発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
ソ	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）を踏まえ，重症心身障害児及び医療的ケア児が，身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
タ	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から，地域で安心して暮らせるよう，地域生活への移行，親元からの自立等に係る相談，一人暮らし，グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供，ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保，人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの
チ	文教施設等の利用も含めて各種施設の合築，併設を行うものや，中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど，土地の有効活用を図るもの
ツ	利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや，資源循環型社会の構築に寄与していくため，施設の木造化，内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
テ	障害児入所施設に入所する18歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため，障害者支援施設への転換するための改修など，障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの